

履修方法、履修単位の上限、共通到達度確認試験、授業科目の成績及び単位の授与について

令和7年4月1日

実務法学専攻長

(履修方法)

学生は、毎学期の指定する期間に、履修しようとする授業科目を決定し、東千田地区支援室に履修届を提出してください。

(履修単位の上限)

学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年次は36単位、2年次は36単位（ただし、認定連携法曹基礎課程を修了した者、及び実務法学専攻が特に認める学生については、40単位）、3年次は44単位とします。必修科目の単位を所定の学年に修得できない場合、次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めません。ただし、未修得単位が6単位以内のときは、この限りではありません。

なお、上記により、2年次への進級が認められた者が再履修する科目の単位、及び2年次からの入学者のうち履修免除されなかった授業科目の単位については、4単位を限度として、履修登録可能単位数に算入しません。

2年次の履修単位の上限緩和認定については、広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻・履修科目登録上限取扱要領（令和7年2月10日実務法学専攻長決裁）により行います。※令和7年度に限り、既修入学者の2年次の履修上限は38単位（ただし、認定連携法曹基礎課程を修了した者、及び実務法学専攻が特に認める学生については、42単位）とします。

(共通到達度確認試験)

学生は、1年次に共通到達度確認試験を受けるものとします。

共通到達度確認試験の成績が3科目総合偏差値スコア40に達しなかった者には、実務法学専攻長による面談を行います。

また3科目総合偏差値スコア36以下の場合、2年次への進級及び2年次配当の授業科目の履修を認めません。ただし、学内成績が良好である者について、一定の課題を課した上で進級を認める場合があります。

(授業科目の成績及び単位の授与)

別紙のとおりとします。

(出席要件について)

すべての科目の「成績評価の基準」として、以下の出席要件を課します。

- ・セメスター科目については、15回中10回の出席がなければ、単位の認定を行いません。ターム科目については、8回中6回の出席がなければ、単位の認定を行いません。ただし、不慮の事故または長期入院を伴う疾病により欠席した場合、並びに感染予防等のために出席停止措置をとった場合には、別途配慮することがあります。
- ・講義開始後30分を超える遅刻または講義終了前30分を超える早退は欠席とみなします。

別紙

授業科目の成績及び単位の授与

区 分	内 容					備 考
成績のランク分け 及び各ランクの分布の在り方	秀	90 点	～	100 点		1) 成績評価は絶対評価にて行う。 2) 授業科目「エクスターンシップ」、「模擬裁判」及び「リーガルクリニック」の成績評価については、左欄の成績ランクによらず、「合・否」の2段階のランクで評価する。
	優	80 点	～	89 点		
	良	70 点	～	79 点		
	可	60 点	～	69 点		
	不可	0 点	～	59 点		
成績評価における考慮要素	試験の成績， レポート， 授業中の発言内容の授業への貢献度					各授業科目のシラバスに掲載